

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年6月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2401302 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2500014 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成23年 8 月31日の標準賞与額を15万円、平成24年 8 月31日の標準賞与額を26万円、平成27年 6 月30日の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和52年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成23年 8 月31日
② 平成24年 8 月31日
③ 平成27年 6 月30日

A 社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①、②及び③の賞与に係る賃金台帳及び同社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間①は15万円、請求期間②は26万円及び請求期間③は29万円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は15万円、請求期間②は26万円及び請求期間③は29万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 6 月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係

る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401303 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500015 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成23年 8 月31日の標準賞与額を10万円、平成24年 8 月31日の標準賞与額を14万円、平成27年 6 月30日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年 8 月31日
② 平成24年 8 月31日
③ 平成27年 6 月30日

A 社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①、②及び③の賞与に係る賃金台帳及び同社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間①は10万円、請求期間②は14万円及び請求期間③は29万3,000円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は10万円、請求期間②は14万円及び請求期間③は29万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 6 月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係

る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401304 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500016 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成23年 8 月31日の標準賞与額を10万円、平成24年 8 月31日の標準賞与額を16万円、平成27年 6 月30日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年 8 月31日
② 平成24年 8 月31日
③ 平成27年 6 月30日

A 社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①、②及び③の賞与に係る賃金台帳及び同社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間①は10万円、請求期間②は16万円及び請求期間③は 5 万円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は10万円、請求期間②は16万円及び請求期間③は 5 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 6 月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係

る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401305 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500017 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成23年 8 月31日の標準賞与額を15万円、平成24年 8 月31日の標準賞与額を16万円、平成27年 6 月30日の標準賞与額を28万8,000円に訂正することが必要である。

平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年 8 月31日
② 平成24年 8 月31日
③ 平成27年 6 月30日

A 社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①、②及び③の賞与に係る賃金台帳及び同社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間①は15万円、請求期間②は16万円及び請求期間③は28万8,000円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は15万円、請求期間②は16万円及び請求期間③は28万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 6 月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る

る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401306 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500018 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成23年 8 月31日の標準賞与額を10万円、平成24年 8 月31日の標準賞与額を14万円、平成27年 6 月30日の標準賞与額を28万3,000円に訂正することが必要である。

平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年 8 月31日
② 平成24年 8 月31日
③ 平成27年 6 月30日

A 社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①、②及び③の賞与に係る賃金台帳及び同社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間①は10万円、請求期間②は14万円及び請求期間③は28万3,000円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は10万円、請求期間②は14万円及び請求期間③は28万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 6 月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係

る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401307 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500019 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成27年 6 月30日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成27年 6 月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年 6 月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年 6 月30日

A 社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間の賞与に係る賃金台帳及び同社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与21万円の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額21万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 6 月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401308 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500020 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成23年 8 月31日の標準賞与額を10万円、平成24年 8 月31日の標準賞与額を25万円、平成27年 6 月30日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年 8 月31日、平成24年 8 月31日及び平成27年 6 月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年 8 月31日
② 平成24年 8 月31日
③ 平成27年 6 月30日

A 社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①、②及び③の賞与に係る賃金台帳及び同社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間①は10万円、請求期間②は25万円及び請求期間③は26万円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は10万円、請求期間②は25万円及び請求期間③は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 6 月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る

る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。